

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を川上村役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告します。

平成三十年四月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 所在の不分明な者の氏名

春増都有子

二 通知の要旨

- 1 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により通知する。
- 2 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所、指定の目的及び変更後の指定施業要件については、平成三十年三月奈良県告示第四百七十九号による。